

議案第70号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市本町8丁目156番地3
一般社団法人北本市コミュニティ協議会
代表理事 田 島 和 生
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月30日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

別紙

公の施設の名称

北本市南部公民館、北本市立南部集会所、北本市東部公民館、北本市立東部集会所、北本市西部公民館、北本市立西部集会所、荒井公園、北本市北部公民館、北本市立北部集会所、北本市中丸公民館、北本市立中丸集会所、北本市学習センター、北本市勤労福祉センター、北本市保健センター、北本市コミュニティセンター及び北本市母子健康センター